

## 飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

### 第 134 回 貴社の対策はおすみ？～給与所得控除の損金不算入改正案

2006.1.29

平成 18 年度税制改正大綱で、あまりマスコミに取り上げられない、重大な改正案があること、ご存知だろうか？ それはいわゆる「給与所得控除の損金不算入」という案である。改正案の概要は、「支払った役員報酬のうち、給与所得控除に相当する金額については損金不算入になる」という案、ただこれだけである。

要は、役員といえども所得税の給与所得控除は、従来通り認めるが、従来法人税も経費として損金処理できたが、改正後は結果的にそれを認めない(別表加算)というものである。

その適用会社を見ると、ほぼ、中小企業を狙い撃ちした内容である。「社長一族が株式の 90%以上を所有し、かつ常勤役員の過半数を社長一族で占めている場合」で、その役員に支給する給与が対象となる。資本と経営が見事に分離している大企業には、全く無縁な話であり、中小企業、その多くを占める同族会社に適用する改正である。

ただし、若干の救いは、税法は、多くの場合、その適用を除外する規定が盛り込まれていることであろう。それは以下の通りである。

(1) 同族会社の所得等の金額(1)の直前3年間の平均額が800万円以下である場合

(2) 所得等の金額の直前3年間の平均額が800万円超3,000万円以下であり、かつ、その平均額に占める給与の額の割合が50%以下である場合

(1) 所得等の金額：所得の金額とその役員に対して支給された給与の額の合計額以上) というものである。

まず貴社が判断すべきは、社長一族の所有する株が、9割を占めているかどうか、それと、常勤する役員の過半数か否か、これは、ほとんどの中小企業が該当するかもしれない要件である。さらに所得金額が800万円あったかどうか、しかも3年間に渡ってどうだったかを見なければならない。更に、仮に800万円を超えても、3000万円だったか否か、そして、同族一族に支払っている給与の総額が、50%を超えているか否かで判断する。

さて、貴社の場合、適用するか、早速シミュレーションすべきであろう。適用会社であれば、明らかに法人税の増税になる。

この改正案の背景は、会社法等の施行による、安易な、実質租税回避を目的とした新会社の設立を防ぐことと、以前から議論のあった、所得税と法人税の二重損金性の否認、そしてコーポレートガバナンス的思想の徹底と推測される。

さてその対策は？

現実的に考えるに、流通性のない株を分散させる方法よりは、常勤役員数の改善策をお勧めしたいと思うが、是非、顧問税理士と相談すること、お願いしたい。